

阿見吉原東土地区画整理事業

まちづくりニュース

圏央道インターチェンジ周辺のまちづくり

号外！
平成18年9月



阿見吉原東地区に関する用途地域（案）・地区計画（案）の説明会（主催：阿見町）が下記により開催されますのでご案内させていただきます。

記

1. 説明会の内容 ※同封の資料をご覧下さい

- ・用途地域の変更（案）について
- ・地区計画の決定（案）について
- ・その他

2. 説明会の開催日時及び場所

	対象地区	開催日時	開催場所
①	吉原地区、新山地区、 町内にお住まいの方	9月22日（金） 午後6時30分から	下吉原公民館
②	吉原地区、新山地区、 町内、県内、県外 にお住まいの方	9月24日（日） 午前10時30分から	阿見町役場 3階 301会議室

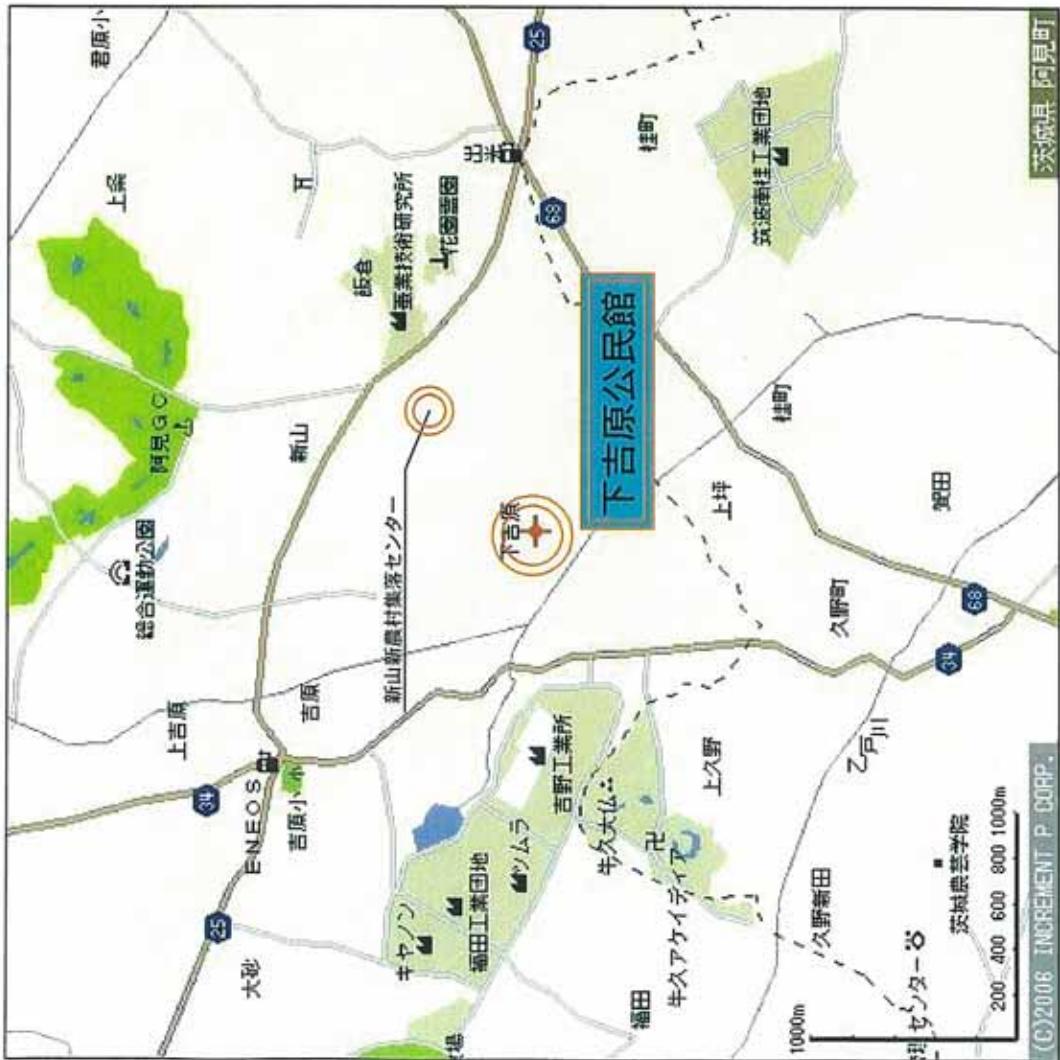
※ご都合がつかない方は、上記いずれかの日時にご出席下さい。
なお、開催場所については、同封の会場案内図をご覧下さい。

3. 問い合わせ先

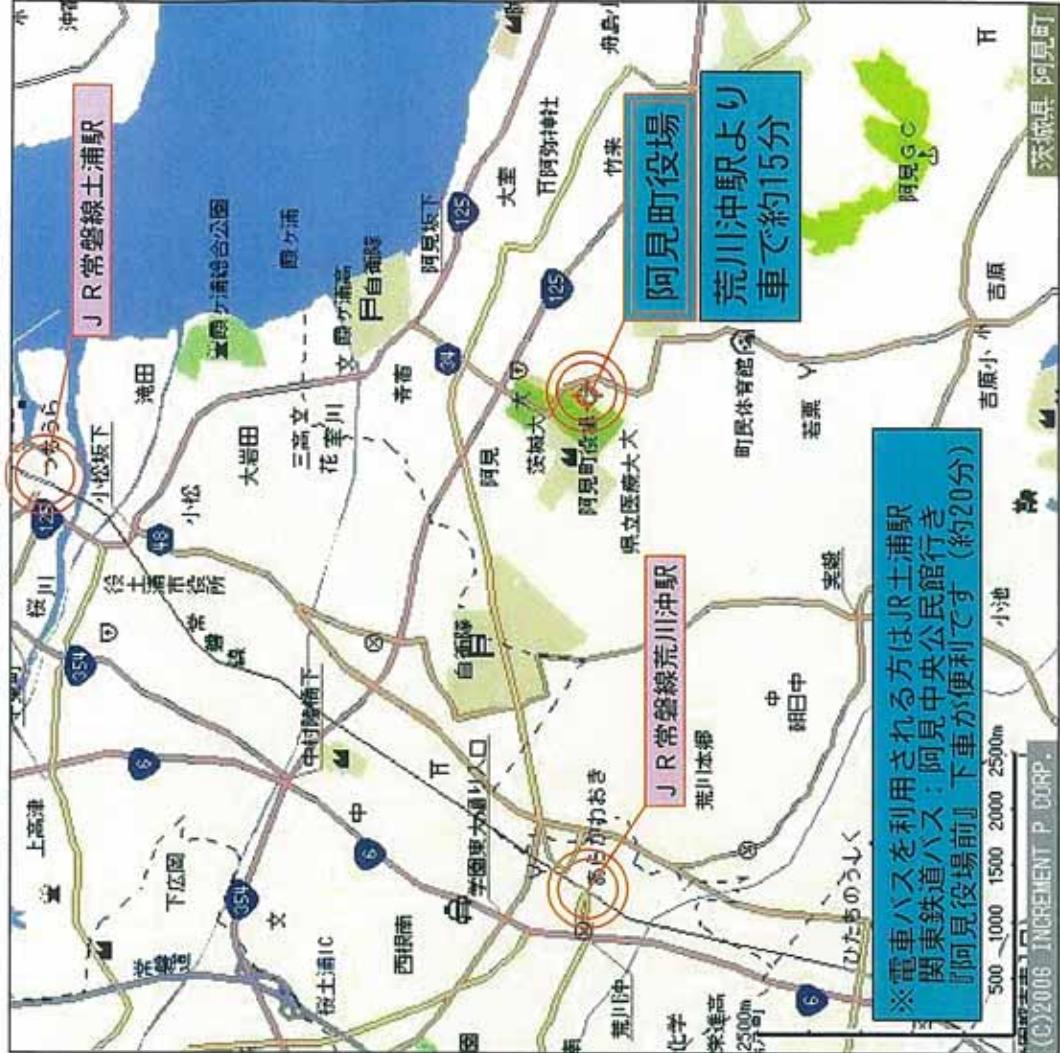
- 阿見町 都市計画課 計画係 【電話番号】029-888-1111（内線244）
- 茨城県 竜ヶ崎土木事務所 区画整理課 【電話番号】0297-65-3411（内線21, 39）

会場案内

下吉原公民館
9月22日(金) PM6:30~



阿見町役場
9月24日(日)



〇説明会の内容

1. 用途地域の変更(案)について

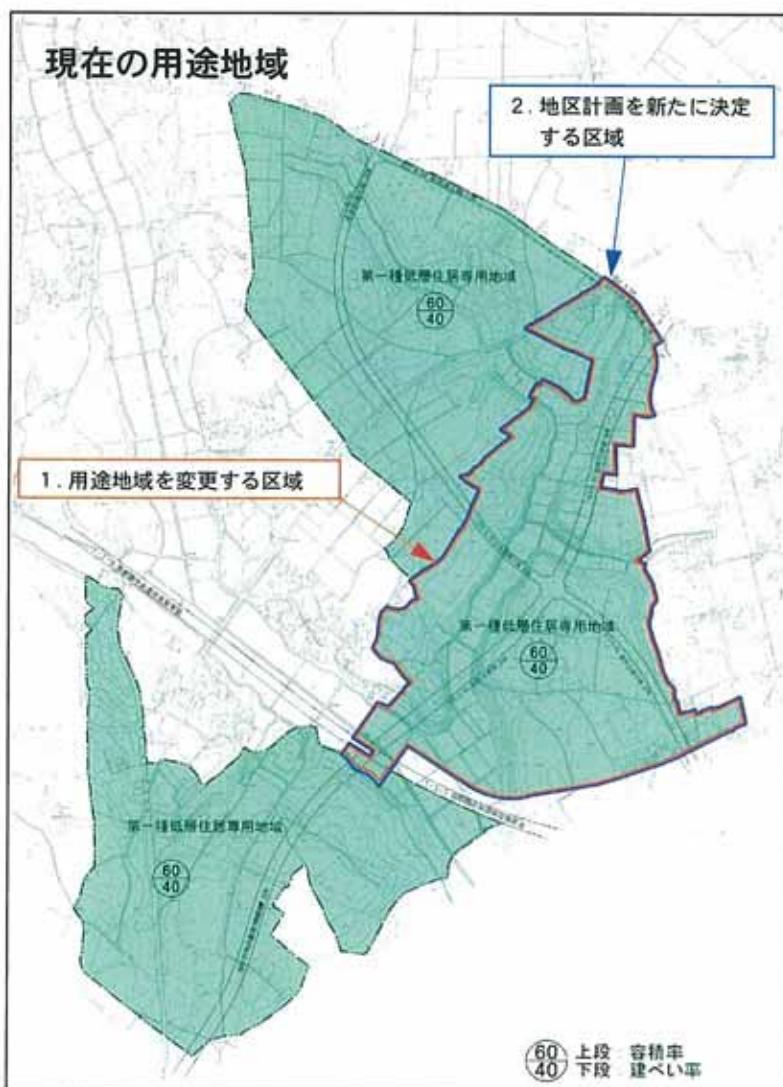
阿見吉原東土地区画整理事業では、今年2月にみなさんの所有地について『仮換地の決定』を行いました。また、今年度末に予定する首都圏中央連絡自動車道（以下：圏央道）の供用開始に向け、（仮称）阿見東インターチェンジ（以下：IC）へのアクセス道路等の整備を急ピッチで進めているところです。

このように事業が進捗してきたことにより、“より良いまちづくり”を行うため、現在の用途地域を事業計画による土地利用計画と整合する内容に変更をいたします。

2. 地区計画の決定(案)について

地区計画は、土地区画整理事業により整備された良好な宅地を保全していくために、用途地域のルールを基本とした上で、よりきめ細かい“まちづくりのルール”を地区単位で定めていくものです。

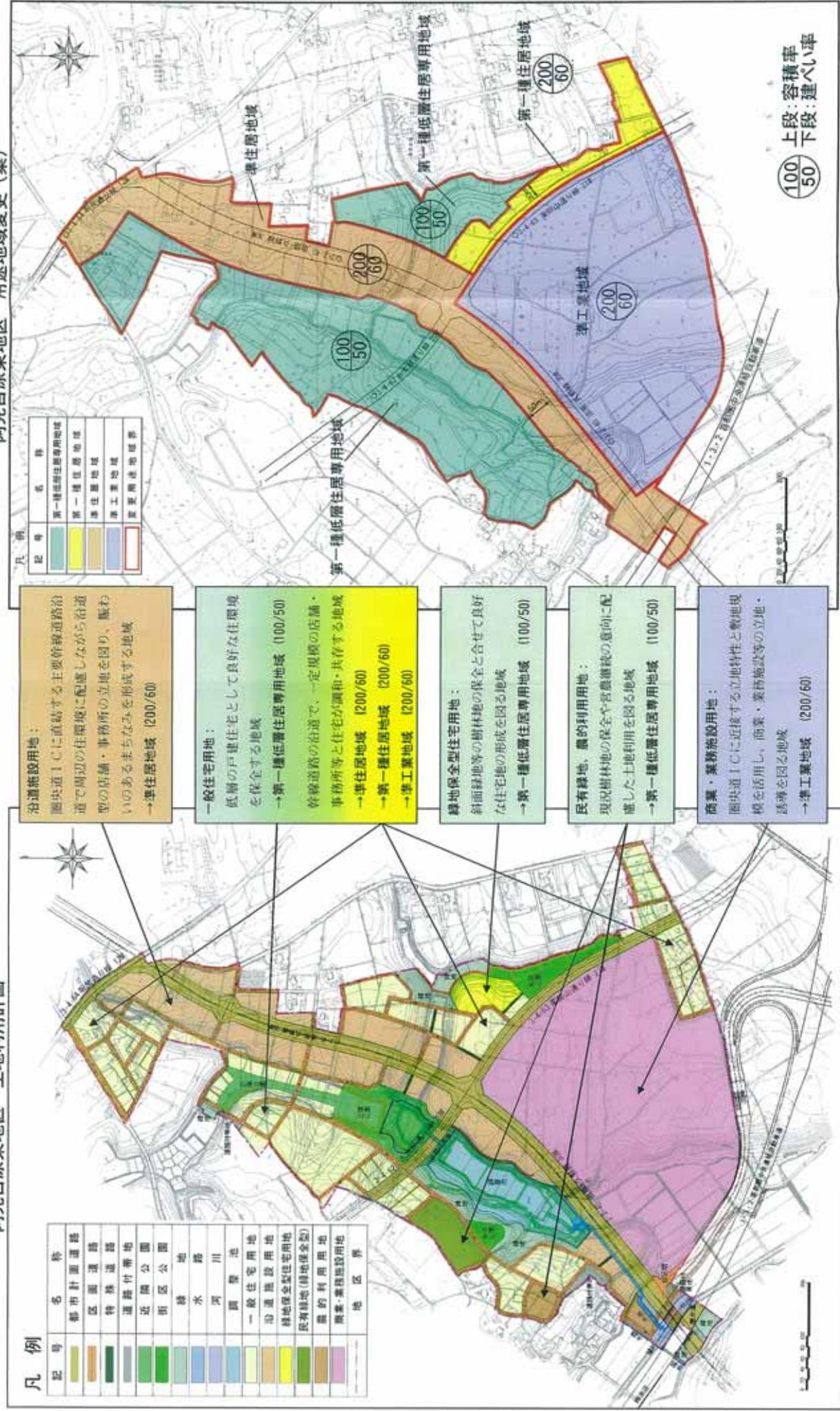
地区計画を作成するに当たっては、地権者のみなさんの意見など取り入れ、地区的特性を配慮しつつ、『建築物の敷地面積の最低限度』や『建築物の壁面の位置の制限』など、より良い住環境を確保するための“まちづくりのルール”を決定いたします。



1. 用途地域の変更（案）について

阿見町全体の総合的な計画に基づき、広域的な見地から用途地域を変更いたします。
用途地域の変更にあたっては、土地区画整理事業の進捗に合わせ、事業計画で定めた土地利用計画と整合を図ります。

阿見吉原東地区 土地利用計画



■ 用途地域の設定方法（案）

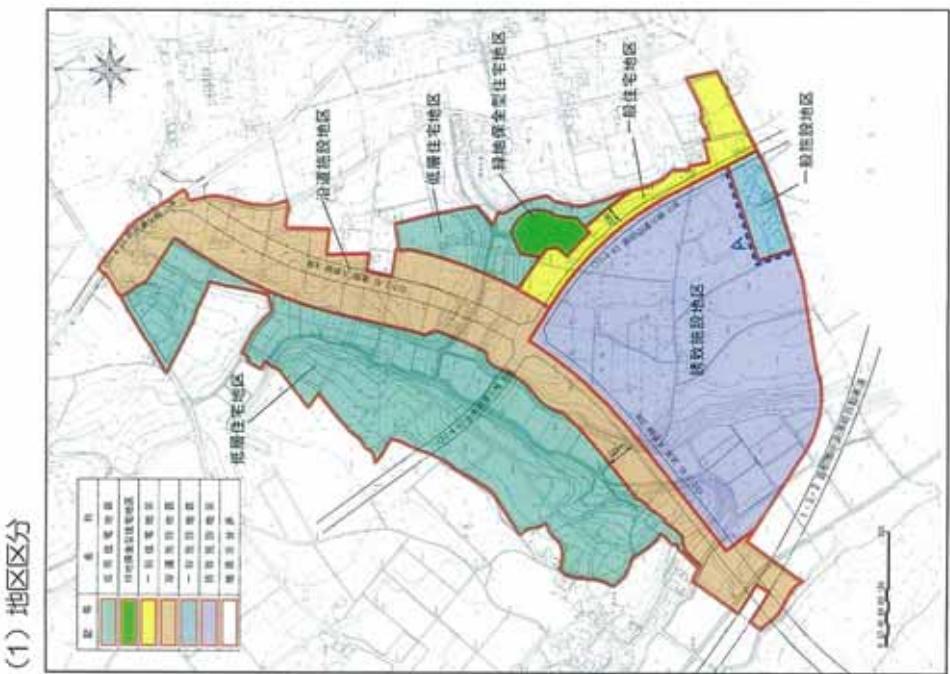
土地利用区分	一般住宅用地	緑地保全型住宅用地	民有緑地	農的利用用地	一般住宅用地 (薬師山通り線沿道等)	沿道施設用地 (追原久野線沿道)	商業・業務施設用地
土地利用方針	稲敷台地の風景に合う綠豊かなでゆとりのある郊外型低層住宅地の形成を図る。	良好な樹木が存する現況斜面緑地の保全と合せた住宅地の形成を図る。	樹林地所有の権利者意向を踏まえて現況樹林地の保全・育成の推進を図る。	樹林地所有の権利者意向を踏まえて現況樹林地の保全・育成の推進を図る。	都市計画道路の沿道で周辺の住環境に配慮しながら、一定規模の店舗・事務所の立地を図る。	圈央道ICに直結する都市計画道路沿道で周辺の住環境に配慮しながら、一定規模の店舗・事務所の立地を図る。	敷地規模を活用し、商業・業務施設等の立地・誘導を図る。
想定建築物等	戸建住宅 共同住宅 小規模店舗併用住宅 (但し、店舗床面積50㎡以内) 等	—	—	—	戸建住宅・共同住宅 併用住宅・診療所 店舗(日用品販売・飲食業) コンビニエンスストア 事務所等	左記一般住宅用地に加えて、 店舗、事務所 ファミリーレストラン ドラッグストア 量販店等	大規模商業施設 娛樂施設 事務所、研究所、研修所 流通施設・倉庫業倉庫等
想定用途地域 (容積率/建ぺい率)	第一種低層住専用地域 (100/50)	準住居地域 (200/60)	準住居地域 (200/60)	準住居地域 (200/60)	準住居地域 (200/60)	準工業地域 (200/60)	準工業地域 (200/60)
指定範囲							

2. 地区計画の決定(案)について

地区区分計画は、良好で個性的なまちづくりを進めしていくため、用途地域のルールを基本とした上で、地区の特性に合った“よりきめ細かいルール”を地区単位で定め、住民参加型のまちづくりを目指していく手法です。

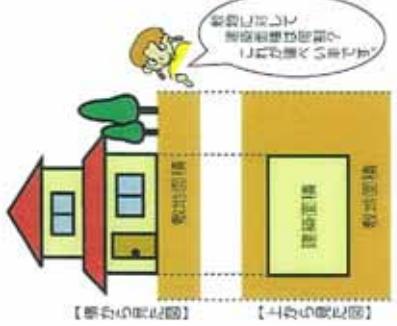
(2) 地図+画の概要

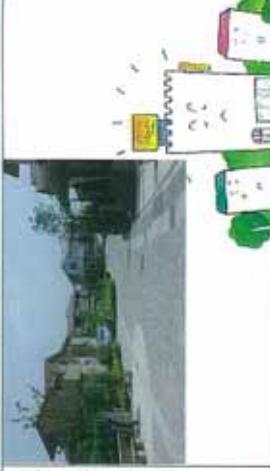
地区区分	低層住宅地区	低層住宅地区	一般住者用地区	沿道施設地区	一般施設地区	一般施設地区	
土地区画整理事業	一般住者用地 民有地(地盤保全型) 競争的利用用地	一般住者用地	一般住者用地	一般住者用地 沿道施設用地 競争的利用地	一般住者用地	低層・高層競争用地	
土地利用の方針	現敷台地の風景に合 う緑豊かでゆとりの ある郊外型低層住 宅地の形成を図る。	良好な排水が可能な 現敷台地の安全 と合わせた住宅地の形 成を図る。	都市計画道路の沿道 であり、軒樋・裏構造 にも近接する立地 条件を考慮し、一定 の高さを保有し、事務所等 規模の色調、事務所等 と住宅が共存、連携し て市街地の形成を図 る。	既存工場と住宅が共存 する複合用途として開 拓する複数の道路沿道で ある住環境に配慮し、 ながら沿道型の店舗・事 務所の立地を図り、面 積のあらまちなみの 形状を図る。	既央通りCに面する 立地条件で広大な敷地 を有し、内環・外環・美 術館施設及び公道・専用施 設等の立地・活用を図る。	既央通りCに近接する 立地条件で広大な敷地 を有し、内環・外環・美 術館施設及び公道・専用施 設等の立地・活用を図る。	
用途地図(第6) (容積率/建築率/準建ぺい率)	第一種住居専用 地域 (100/50)	第一種住居専用 地域 (100/50)	第一種住居専用 (200/60)	第一種住居専用 (200/60)	準工業地域 (200/60)	準工業地域 (200/60)	
用途地図による建築物の用途の範囲に記載されてない限りではならない。							
(イ) 建築物の 用途の範 囲	（ロ） 建築物の 敷地面積の 競争性規制	1 ホテル又は旅館 2 飯舡	1 ホテル又は旅館 2 飯舡	1 ホテル又は旅館 2 飯舡	1 住宅 2 下宿		
		—	—	3 建築基準法別表 第2(ほ)項に掲げる 建物ただし、同じ標識三号 9、(の)項第二号、お よび同項第三号(12) に掲げる建物等は この限りではない	3 飯舡		
(ハ) 建築物の 壁面の位 置の制 限		(D) 建築物の 敷地面積の 競争性規制	1 65m ²	500m ²	165m ²	500m ²	
(イ) 建築物の 外壁又は、これにやわる柱の面から敷地界隈までの距離は、次の各号に掲げる距離以上でなければならない。 (1) 道路などの境界までの距離 1.0m (2) 道路端切り引部分までの距離 0.5m		1 複数棟の外壁又は、これにやわる柱の面から敷地界隈までの距離は、次の各号に掲げる距離以上でなければならない。 2 前各号の規定については、これに満たない距離にある建物又は隣接地の部分が、物理的にその性質によってはこの限りではない。 3 道路に面するかき又はさくの構造は、生垣、フェンスその他のこれらに類する遮断性のあるものとし、基礎の高さは地盤面から0.6m以下とする。	1 複数棟の外壁又は、これにやわる柱の面から敷地界隈までの距離は、次の各号に掲げる距離以上でなければならない。 2 前各号の規定については、これに満たない距離にある建物又は隣接地の部分が、物理的にその性質によってはこの限りではない。 3 道路に面するかき又はさくの構造は、生垣、フェンスその他のこれらに類する遮断性のあるものとし、基礎の高さは地盤面から0.6m以下とする。	1 複数棟の外壁又は、これにやわる柱の面から敷地界隈までの距離は、次の各号に掲げる距離以上でなければならない。 2 前各号の規定については、これに満たない距離にある建物又は隣接地の部分が、物理的にその性質によってはこの限りではない。	1 複数棟の外壁又は、これにやわる柱の面から敷地界隈までの距離は、次の各号に掲げる距離以上でなければならない。 2 前各号の規定については、これに満たない距離にある建物又は隣接地の部分が、物理的にその性質によってはこの限りではない。	1 複数棟の外壁又は、これにやわる柱の面から敷地界隈までの距離は、次の各号に掲げる距離以上でなければならない。 2 前各号の規定については、これに満たない距離にある建物又は隣接地の部分が、物理的にその性質によってはこの限りではない。	
(ロ) 土地区画整 理に関する事 項		(ア) 土地区画整 理に関する事 項	—	—	—	一般施設地区との境 界に位置する道路に 面する部分が、左側面 点線部分が、遮断界 域から3m以上の区域 を越えて配置し、 車両の出入り口を設 けずみならぬ。	



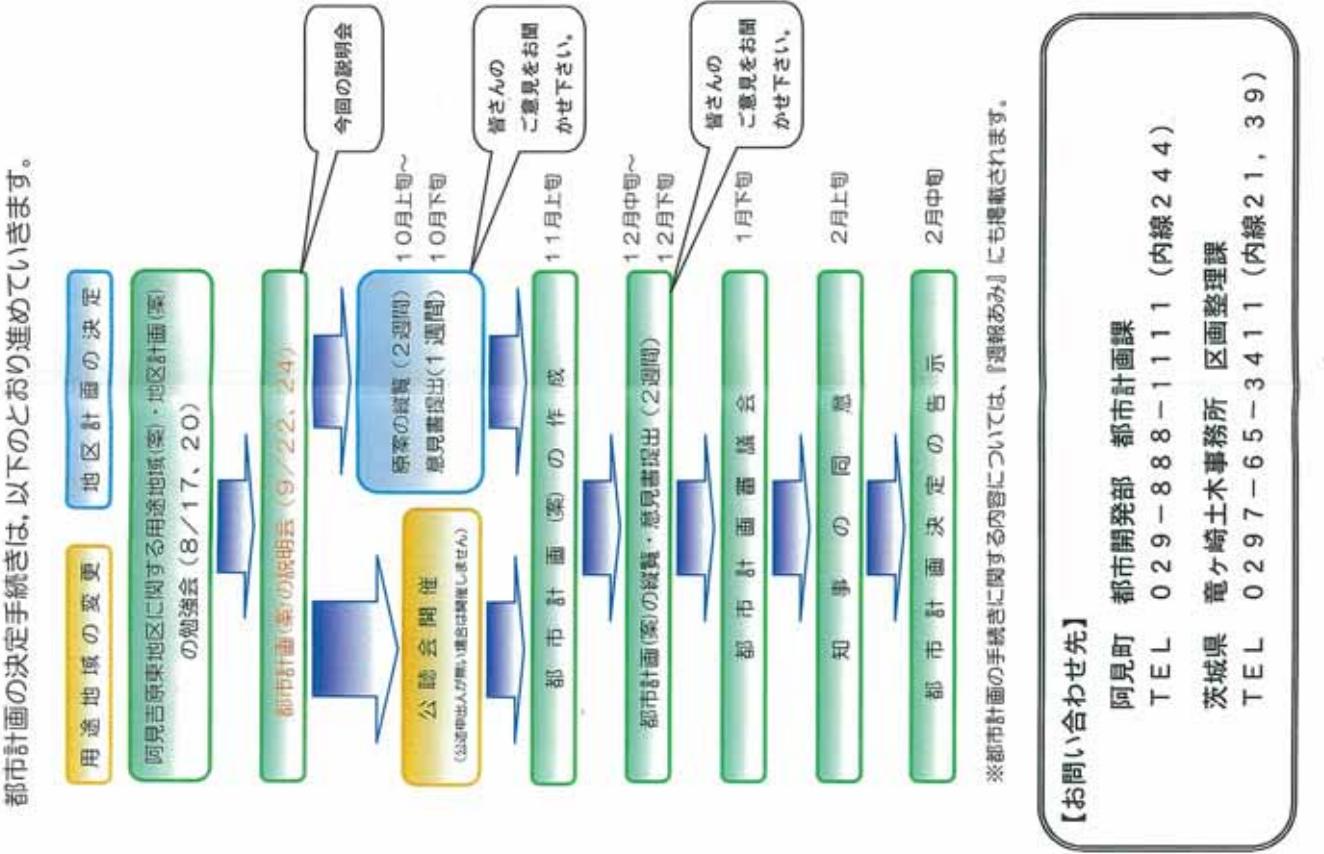
■ 地区計画に関する内容とイメージ

■ 用途地域に関する用語の解説

内 容 の 解 説	
<p>建べい率とは?</p>  <p>【図から見た面積】 敷地面積 【上から見た面積】 建築面積 有効面積</p> <p>建べい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合のことです。</p> <p>用途地域ごとに制限されるもので、敷地内に一定の空地を確保して採光、通風、防災などにおいて、良好な環境を備えるために定めるものです。</p>	<p>建べい率(%) = $\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$</p>
<p>容積率とは?</p>  <p>【側から見た面積】 一階床面積 二階床面積 【上から見た面積】 敷地面積</p> <p>容積率とは、敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合のことです。</p> <p>つまり、その敷地に対して『どれくらいの床面積の建物が建てられるか』という割合のことです。これも用途地域ごとに定められます。</p>	<p>容積率(%) = $\frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$</p>

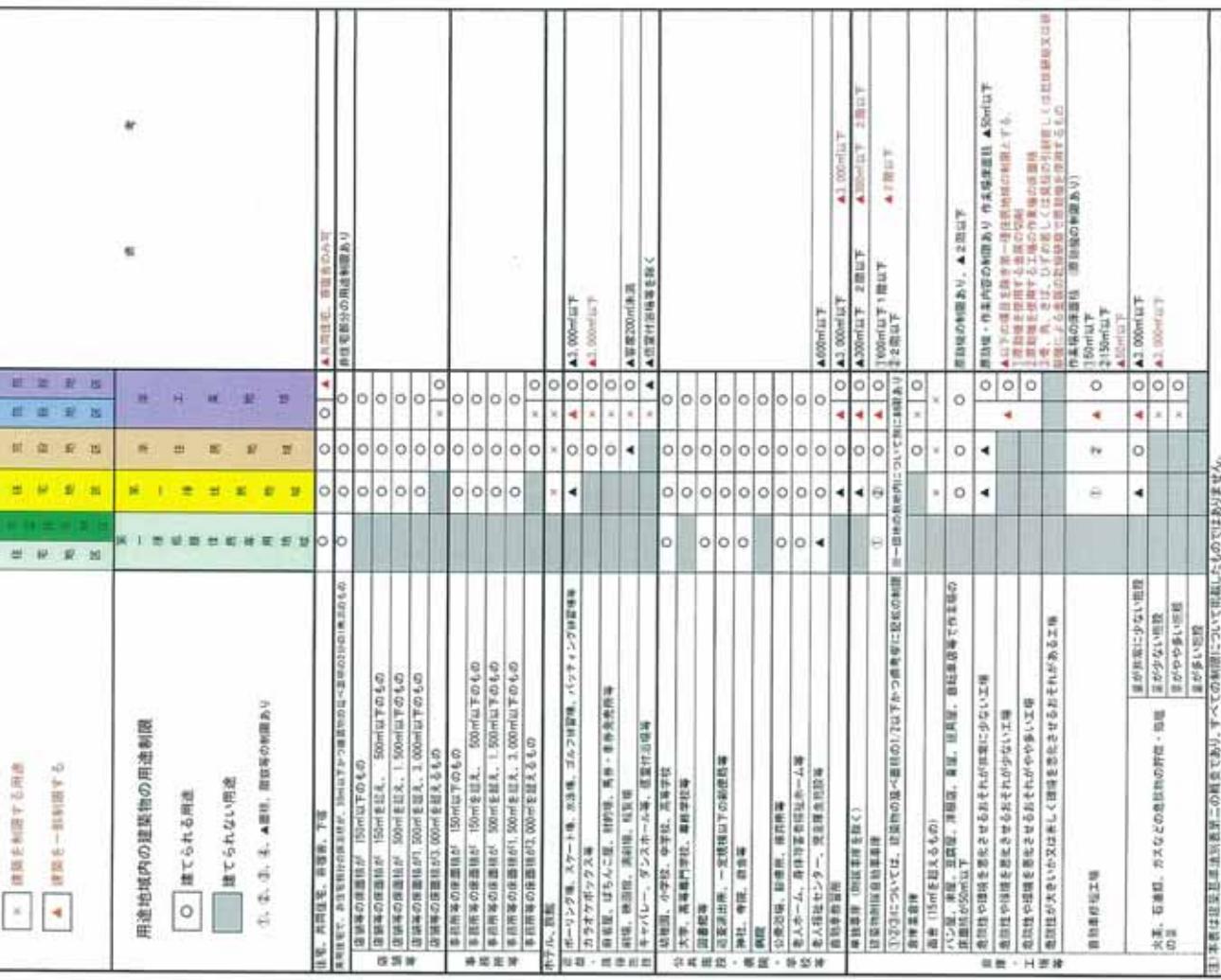
一般的な内容とイメージ	
(イ) 建築物等の用途の制限	 <p>建物の用途を制限して土地利用計画に整合したまちなみの形成を図ります。まちづくり上ふさわしくないと考えられる建築物を規制・誘導することにより、良好な居住環境の形成と宅地の有効活用を実現するものです。</p>
(ロ) 敷地面積の最低限度	 <p>敷地面積の最低限度を定めることで、敷地の細分化による狭小な住宅の立ち入り等、居住環境の悪化を防止し、ゆとりある市街地形成を図ることを目的としております。</p>
(ハ) 道路から一定距離を確保して壁面の位置を定める	 <p>道路から一定距離を確保して壁面の位置を定めることで、歩行者環境の充実や、ゆとりある住環境の形成を図ることを目的としております。</p>
(イ) かき又はさくの標示の制限	 <p>公共空間に接する敷地境界部は景観上大変重要な部分であります。設置される『かき』・『さく』については、『生け垣』や『透視可能なフェンス』等にて整備し、縁の多い開放的なまちなみ形成を図ることを目的としております。</p>

《参考：用途地域、地区計画による建築物の用途制限表》



■ 今後のスケジュールについて

都市計画の決定手続きは、以下のとおり進めていきます。



卷之三